

平成28年社会生活基本調査の調査事項等の検証のためのアンケート結果

1 アンケートの概要

(1) 対象

- ① 民間調査機関が管理する15歳以上の登録モニター（ただし、外国人を除く）
- ② 回答数1,669人

(2) 実施方法

民間調査会社に委託したインターネットによるアンケート

(3) 把握事項

- ① 性別
- ② 年齢
- ③ ふだんの就業状態（就業の有無、勤めか自営かの別）
- ④ 適用されている労働時間制度※雇用されている人のみ
- ⑤ ふだんの健康状態（ふだんの健康状態、ふだんの健康状態の判断理由）
- ⑥ ふだんの勤務形態（自身のふだんの出勤時間）※雇用されている人のみ
- ⑦ 生活時間配分（昨日行った主な行動、一緒にいた人）
- ⑧ 情報通信機器の使用状況（スマートフォン、パソコン等の使用時間、使用目的）

(4) 検証事項

- ① 情報通信機器の使用状況
「スマートフォン、パソコンなどの使用について」の適切な記入の可否を検証
- ② 適用されている労働時間制度
適用されている労働時間制度に関する回答状況から当該項目の実査可能性を検証
- ③ ふだんの健康状態
回答時の判断基準を確認し、無業者への調査拡大の適否等を検証
- ④ 生活時間
オンライン調査の調査票Aへの拡大に向け、生活時間のオンライン回答方法を検証

2 実施状況

表1 男女別・年齢階級別回答数

	実数(人)			割合(%)		
	総計	男性	女性	総計	男性	女性
総計	1,669	856	813	100.0	51.3	48.7
10代	109	63	46	6.5	3.8	2.8
20代	213	112	101	12.8	6.7	6.1
30代	312	165	147	18.7	9.9	8.8
40代	375	191	184	22.5	11.4	11.0
50代	307	154	153	18.4	9.2	9.2
60代	353	171	182	21.2	10.2	10.9

※10代は15歳以上の者に限る

表2 男女別・ふだんの就業状態

	実数(人)			割合(%)		
	総計	男性	女性	総計	男性	女性
総計	1,669	856	813	100.0	51.3	48.7
有業者	1,071	633	438	64.2	37.9	26.2
雇用されている人	894	510	384	53.6	30.6	23.0
正規の職員・従業員	514	373	141	30.8	22.3	8.4
パート	156	27	129	9.3	1.6	7.7
アルバイト	104	48	56	6.2	2.9	3.4
契約社員	70	40	30	4.2	2.4	1.8
嘱託	12	4	8	0.7	0.2	0.5
労働者派遣事業所の派遣社員	22	9	13	1.3	0.5	0.8
その他	16	9	7	1.0	0.5	0.4
雇用されている人以外	177	123	54	10.6	7.4	3.2
会社などの役員	28	24	4	1.7	1.4	0.2
雇人のある業主	42	31	11	2.5	1.9	0.7
雇人のない業主	75	54	21	4.5	3.2	1.3
自家営業の手伝い(家族従業者)	24	12	12	1.4	0.7	0.7
家庭内の賃仕事(内職)	8	2	6	0.5	0.1	0.4
無業者	598	223	375	35.8	13.4	22.5

3 集計及び分析

(1) 情報通信機器の使用状況に関する記入の可否等の検証

新規事項として検討している「スマートフォン、パソコンなどの使用について」を適切に記入できるか否か等について検証した。

① 使用時間について【P26 参照】

使用時間の記入状況を見ると、「12時間以上」と回答した者が3.7%いるが、その内訳を見ると「正規の職員・従業員」が44.3%となっており、仕事での使用を含んで回答している可能性がある。

表3-1 情報通信機器の使用時間（実数）

	実数(人)						
	総計	1時間未満	1~3時間未満	3~6時間未満	6~12時間未満	12時間以上	使用しなかった
総計	1,669	266	691	426	185	61	40
10代	109	20	43	30	10	1	5
20代	213	23	82	65	33	8	2
30代	312	51	140	64	36	14	7
40代	375	64	150	99	37	17	8
50代	307	43	128	84	32	15	5
60代	353	65	148	84	37	6	13

表3-2 情報通信機器の使用時間（割合）

	割合(%)						
	総計	1時間未満	1~3時間未満	3~6時間未満	6~12時間未満	12時間以上	使用しなかった
総計	100.0	15.9	41.4	25.5	11.1	3.7	2.4
10代	100.0	18.3	39.4	27.5	9.2	0.9	4.6
20代	100.0	10.8	38.5	30.5	15.5	3.8	0.9
30代	100.0	16.3	44.9	20.5	11.5	4.5	2.2
40代	100.0	17.1	40.0	26.4	9.9	4.5	2.1
50代	100.0	14.0	41.7	27.4	10.4	4.9	1.6
60代	100.0	18.4	41.9	23.8	10.5	1.7	3.7

表4 12時間以上使用した人の内訳

	総計	
	実数(人)	割合(%)
総計	61	100.0
有業者	45	73.8
雇用されている人	33	54.1
正規の職員・従業員	27	44.3
パート	2	3.3
アルバイト	2	3.3
契約社員	2	3.3
嘱託	-	-
労働者派遣事業所の派遣社員	-	-
その他	-	-
雇用されている人以外	12	19.7
会社などの役員	3	4.9
雇人のある業主	-	-
雇人のない業主	7	11.5
自家営業の手伝い(家族従業者)	2	3.3
家庭内の賃仕事(内職)	-	-
無業者	16	26.2

② 使用目的、使用時間帯について【P27～P29 参照】

参考：アンケートにおける調査事項（情報通信機器の使用時間帯、使用目的）

(使用目的)	(時間帯)	午前				午後			
		0時～	3時～	6時～	9時～	0時～	3時～	6時～	9時～
買い物 (ネットショッピング、インターネットを利用したサービスの予約など)									
映像鑑賞、音楽鑑賞、ゲーム(一人で行うもの)、電子書籍など (オンライン上で行う多人数参加型対戦ゲームは除きます)									
家族とのコミュニケーション									
交際・つきあい(友人・知人とのやりとり) ■ メール・チャット・SNSの閲覧・書き込みなど ■ オンライン上で行う多人数参加型対戦ゲームなども含めます									
交際・つきあい(友人・知人以外とのやりとり) ■ メール・チャット・SNSの閲覧・書き込みなど ■ オンライン上で行う多人数参加型対戦ゲームなども含めます									
その他									

使用時間帯階級の妥当性については、「3時間単位でも支障はない」が87.8%、「3時間単位では細かすぎて回答が難しい」が12.2%となっている。

回答が難しい理由としては、「使用状況が3時間単位となっているが、そのうち少しでも使ったら、チェックを入れるべきなのか分からなかった。」、「(特にスマートフォンについて、)意識せず、様々な機能を使っており回答が難しい。」、「アラーム機能等、通信を行わないものについても、記入するのか迷った。」などの意見があった。

回答が難しい理由のうち、「使用状況が3時間単位となっているが、そのうち少しでも使ったら、チェックを入れるべきなのか分からなかった。」については、使用時間の記載方法と混同しやすかったためと考えられる。

また、使用目的に関しては、以下の利用方法がどの区分に該当するか分からなかったという意見が多数見られた。

- 情報収集、ネットサーフィン
 - ・ 各種情報検索（ニュース、天気、路線検索ほか）
 - ・ ホームページの閲覧等
- メール等
 - ・ メールの閲覧、確認
 - ・ メールマガジン等のチェック
- ブログ、SNS
 - ・ ブログ等の更新
 - ・ ブログ等閲覧

表5 使用時間階級（3時間）の妥当性

	総計		3時間単位でも支障はない		3時間単位では細かすぎて回答が難しい	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
総計	1,629	100.0	1,430	87.8	199	12.2
10代	104	100.0	88	84.6	16	15.4
20代	211	100.0	184	87.2	27	12.8
30代	305	100.0	261	85.6	44	14.4
40代	367	100.0	324	88.3	43	11.7
50代	302	100.0	265	87.7	37	12.3
60代	340	100.0	308	90.6	32	9.4

③ まとめ

情報通信機器の使用状況については、3時間単位での把握が可能であると考えられるが、使用状況が3時間に満たない場合でも（使用時間の長短に関わらず）記載するという趣旨が正確に伝わっていないと思われる意見が多く見受けられたため、「調査票」及び「調査票を記入する前に」における説明内容について検討する必要がある。

また、情報通信機器の使用目的については、「例示が少なく、どこ当てはまるのか判断できない」といった意見が見受けられたため、特に意見の多かった「情報収集、ネットサーフィン」、「メール等の閲覧、確認」、「ブログ、SNSの閲覧、更新」などの記載方法について、「調査票」及び「調査票を記入する前に」における説明内容を検討する必要がある。

(2) 適用されている労働時間制度の実査可能性の検証

多様で柔軟な働き方の実現に向けて、フレックスタイム制、裁量労働制の見直しが進められている中で、ワーク・ライフ・バランスの分析に資する観点から「適用されている労働時間制度」を新たに把握することについて、記入者が自身に対しての適用状況を十分に把握していない可能性があると考えられることから、実査可能性について検証を行った。

参考：アンケートにおける「適用されている労働時間制度」の説明文

<フルタイム>
<input type="radio"/> 一般的な労働時間制 (9～17時など、あらかじめ1日の所定の労働時間が決まっている場合が該当します。なお、シフト制により、日々の出勤時間が異なる場合であっても、1日の所定の労働時間が同じ場合はこれに該当します。)
<input type="radio"/> 変形労働時間制 (業務の繁閑に応じて、日々の所定労働時間が変わる制度です。例えば、当番日に16時間働き、翌日は非番となる交替制の場合や、曜日ごとに所定の労働時間が変わる場合が該当します。)
<input type="radio"/> フレックスタイム制 (労働者が各自の始業時刻と終業時刻を自由に決められる制度です。)
<input type="radio"/> 事業場外みなし労働時間制 (例えば、外回りの営業など職場外で業務を行っており、企業側で実際の労働時間が把握できない場合に、所定の労働時間を働いたことにする制度です。ただし、外回りの営業であっても、携帯電話などで随時指示を受けている場合や、帰社時間などが指定されている場合は該当しません。)
<input type="radio"/> 裁量労働制 (実際に働いた時間とはかかわりなく、あらかじめ決められた労働時間を働いたものとみなす制度です。裁量労働制には、(1) 専門業務型裁量労働制、(2) 企画業務型裁量労働制があります。)
<input type="radio"/> 自分が適用されている労働時間制度について、よく知らない
<短時間労働>
<input type="radio"/> 短時間勤務 (1日6時間、1日8時間で週3日など)

① 「適用されている労働時間制度」の認識の程度及び回答時の支障の有無の回答状況【P16、P17 参照】

適用されている労働時間制度について、98.3%の者がいずれかの労働時間制度に適用されていると回答し、「自分が適用されている労働時間制度について、よく知らない」はわずか1.7%であった。

一方、自らに適用されている労働時間制度について支障なく回答できたか否かとの問いについては、「説明文を読んだが選択に迷った」、「説明文は読んだがよく分からなかった」が約10%おり、これらの者は、十分に理解していない場合でも、いずれかの労働時間制度を選択しようとしたものと考えられる。

表6 適用されている労働時間制度

	実数(人)	割合(%)
総計	709	100.0
一般的な労働時間制	571	80.5
変形労働時間制	68	9.6
フレックスタイム制	30	4.2
事業場外みなし労働時間制	6	0.8
裁量労働制	22	3.1
よく知らない	12	1.7

表7 労働時間制度の記入内容

	実数(人)	割合(%)
総計	709	100.0
労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた	470	66.3
労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支障なく選択できた	166	23.4
労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った	40	5.6
労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度がどれか分からなかった	33	4.7

② 雇用形態別にみた回答状況【P15、P16 参照】

適用されている労働時間制度を「正規の職員・従業員」と「正規の職員・従業員以外」別にみると、「変形労働時間制」、「フレックスタイム制」については、「正規の職員・従業員以外」の方が「正規の職員・従業員」よりも割合が高くなっている。

また、アンケートにおける「正規の職員・従業員」の適用されている労働時間制度と平成26年就労条件総合調査（厚生労働省）の結果と比較すると、「変形労働時間制」、「フレックスタイム制」、「事業場外みなし労働時間制」については、アンケート結果が著しく低い数値となっている。

※ アンケートについては標本に偏りがある可能性があること、就労条件総合調査における当該項目は、常用労働者が30人以上の企業に属する労働者（期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く））を対象としているため、直接比較できないことには留意が必要

表 8-1 適用されている労働時間制度×ふだんの就業状態（実数）

	労働時間制度の適用状況【実数】(人)						
	総計	一般的な労働時間制	変形労働時間制	フレックスタイム制	事業場外みなし労働時間制	裁量労働制	よく知らない
総計	709	571	68	30	6	22	12
正規の職員・従業員	509	424	36	21	5	19	4
正規の職員・従業員以外	200	147	32	9	1	3	8
パート	55	40	9	3	1	-	2
アルバイト	43	33	5	3	-	1	1
契約社員	63	51	10	1	-	1	-
嘱託	9	8	1	-	-	-	-
労働者派遣事業所の派遣社員	18	13	5	-	-	-	-
その他	12	2	2	2	-	1	5

表 8-2 適用されている労働時間制度×ふだんの就業状態（割合）

	労働時間制度の適用状況【割合】(%)						
	総計	一般的な労働時間制	変形労働時間制	フレックスタイム制	事業場外みなし労働時間制	裁量労働制	よく知らない
総計	100.0	80.5	9.6	4.2	0.8	3.1	1.7
正規の職員・従業員	100.0	83.3	7.1	4.1	1.0	3.7	0.8
正規の職員・従業員以外	100.0	73.5	16.0	4.5	0.5	1.5	4.0
パート	100.0	72.7	16.4	5.5	1.8	-	3.6
アルバイト	100.0	76.7	11.6	7.0	-	2.3	2.3
契約社員	100.0	81.0	15.9	1.6	-	1.6	-
嘱託	100.0	88.9	11.1	-	-	-	-
労働者派遣事業所の派遣社員	100.0	72.2	27.8	-	-	-	-
その他	100.0	16.7	16.7	16.7	-	8.3	41.7

<参考>平成26年就労条件総合調査（厚生労働省）の結果

表 9 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

年・企業規模・産業	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ^(注)				変形労働時間制の適用を受けない労働者
		1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位の 変形労働 時間制	フレックス タイム制		
平成26年	100.0	48.6	23.3	16.9	8.3	51.4

表 10 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

年・企業規模・産業	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成26年	100.0	8.1	6.9	1.0	0.2	91.9

③ 勤務形態別にみた回答状況【P16、P21 参照】

「適用されている労働時間制度」を勤務形態別にみると、「フレックスタイム制」が適用されている者のうち約 10%、「裁量労働制」が適用されている者のうち約 27%が「始業時間が固定されている」と回答している。これらについては、制度上は始業時間を選択できるが、ふだんの勤務形態（自身のふだんの出勤時間）は始業時間が固定していると判断した可能性、又は自らに適用されている労働時間制度を正確に理解していない可能性の両方が考えられる。

表 11-1 適用されている労働時間制度×ふだんの勤務形態（実数）

	ふだんの勤務形態【実数】(人)				
	総計	フルタイム	固定されていない		
			始業時間が固定されている	始業時間などを選択できる	始業時間などが会社の都合で決められている
総計	709	678	517	83	78
一般的な労働時間制	571	555	485	27	43
変形労働時間制	68	60	17	10	33
フレックスタイム制	30	29	3	26	-
事業場外みなし労働時間制	6	5	4	1	-
裁量労働制	22	21	6	15	-
よく知らない	12	8	2	4	2

表 11-2 適用されている労働時間制度×ふだんの勤務形態（割合）

	ふだんの勤務形態【割合】(%)				
	総計	フルタイム	固定されていない		
			始業時間が固定されている	始業時間などを選択できる	始業時間などが会社の都合で決められている
総計	100.0	95.6	72.9	11.7	11.0
一般的な労働時間制	100.0	97.2	84.9	4.7	7.5
変形労働時間制	100.0	88.2	25.0	14.7	48.5
フレックスタイム制	100.0	96.7	10.0	86.7	-
事業場外みなし労働時間制	100.0	83.3	66.7	16.7	-
裁量労働制	100.0	95.5	27.3	68.2	-
よく知らない	100.0	66.7	16.7	33.3	16.7

④ まとめ

適用されている労働時間制度について、「説明文を読んだが選択に迷った」、「説明文は読んだがよく分からなかった」が約 10%あったが、その多くが自らに適用されている労働時間制度を十分に理解しないまま、いずれかの労働時間制度を選択している。また、「変形労働時間制」、「フレックスタイム制」については、「正規の職員・従業員以外」の方が「正規の職員・従業員」よりも割合が高くなっていること、「フレックスタイム制」が適用されている者のうち 10%、「裁量労働制」が適用されている者のうち約 27%が「始業時間が固定されている」と回答していることなどを勘案すると、適用されている労働時間制度について、正確に理解しないで回答している可能性がある。

このように、「フレックスタイム制」、「みなし労働時間制」の普及、理解が進んでいない現状において、世帯側から適用されている労働時間制度を選択することは困難だったものと考えられることから、平成 28 年調査では、適用されている労働時間制度の把握は行わず、引き続き現行の「勤務形態」を把握することで対応する。

(3) ふだんの健康状態の検証

記入者がどのような基準で「ふだんの健康状態」を判断したかを確認し、調査対象を無業者に拡大することについて検証した。

① 健康状態の記入状況【P18 参照】

健康状態を有業者・無業者別、年齢階級別に比較すると、有業者の対象数が少なく比較困難な10歳代を除く全ての年齢階級において、無業者の方が「あまり良くない」、「悪い」が上回っており、特に、就業率が相対的に高い20歳代～50歳代の無業者において、「あまり良くない」、「悪い」が有業者のそれを大きく上回っている。

表 12-1 有業者と無業者の健康状態（実数）

	実数(人)										
	総計	有業者					無業者				
		総計 (有業者)	良い	まあ良い	あまり良くない	悪い	総計 (無業者)	良い	まあ良い	あまり良くない	悪い
総計	1,669	1,071	239	627	177	28	598	121	340	107	30
10代	109	21	10	9	1	1	88	42	41	5	-
20代	213	142	31	84	25	2	71	8	45	14	4
30代	312	239	52	136	44	7	73	12	38	16	7
40代	375	296	69	172	47	8	79	9	39	22	9
50代	307	229	40	140	40	9	78	8	50	16	4
60代	353	144	37	86	20	1	209	42	127	34	6

表 12-2 有業者と無業者の健康状態（割合）

	割合(%)											
	総計 (有業者)	有業者					総計 (無業者)	無業者				
		良い	まあ良い	あまり良くない	悪い	良い		まあ良い	あまり良くない	悪い		
総計	100.0	22.3	58.5	16.5	2.6	100.0	20.2	56.9	17.9	5.0		
10代	100.0	47.6	42.9	4.8	4.8	100.0	47.7	46.6	5.7	-		
20代	100.0	21.8	59.2	17.6	1.4	100.0	11.3	63.4	19.7	5.6		
30代	100.0	21.8	56.9	18.4	2.9	100.0	16.4	52.1	21.9	9.6		
40代	100.0	23.3	58.1	15.9	2.7	100.0	11.4	49.4	27.8	11.4		
50代	100.0	17.5	61.1	17.5	3.9	100.0	10.3	64.1	20.5	5.1		
60代	100.0	25.7	59.7	13.9	0.7	100.0	20.1	60.8	16.3	2.9		

② 健康状態の判断基準【P19、P20 参照】

有業者について、「良い」、「まあ良い」を選んだ者は、「日常の行動に支障がないため」、「健康に不安はあるが、日常の行動には支障がないため」といった、日常行動の支障の有無を判断基準とした者が75.8%となっているが、「あまり良くない」、「悪い」を選択した者は、日常の行動の支障の有無以外の理由（健康診断などでの指摘、健康面の不安、同世代との比較）によって判断する割合が高くなっている。

無業者についても同様の傾向が見られ、有業者、無業者で大きな違いは見られない。

表 13 健康状態の判断基準

	実数(人)			割合(%)		
	総計	有業者	無業者	総計	有業者	無業者
総計	1,669	1,071	598	-	-	-
総計(良い、まあ良い)	1,327	866	461	100.0	100.0	100.0
日常の行動に支障がないため	772	520	252	58.2	60.0	54.7
健康診断などで問題がなかったため	262	185	77	19.7	21.4	16.7
健康に不安はあるが、日常の行動には支障がないため	232	137	95	17.5	15.8	20.6
同世代の人と比べて、健康的であると思うため	56	22	34	4.2	2.5	7.4
その他	5	2	3	0.4	0.2	0.7
総計(あまり良くない、悪い)	342	205	137	100.0	100.0	100.0
日常の行動に支障があるため	74	36	38	21.6	17.6	27.7
日常の行動に支障はないが、健康診断などで問題ありと指摘されているため	68	49	19	19.9	23.9	13.9
日常の行動に支障はないが、健康面に不安を感じているため	131	82	49	38.3	40.0	35.8
同世代の人と比べて、健康があまり良くないと思うため	59	31	28	17.3	15.1	20.4
その他	10	7	3	2.9	3.4	2.2

③ まとめ

有業者に比べ無業者の方が「あまり良くない」、「悪い」の割合が高くなっているが、健康状態の判断基準については、有業者、無業者で大きな違いは見られなかったことから、「ふだんの健康状態について」を無業者についても把握することは問題がないものと考えられる。

また、健康状態の判断基準について、「良い」、「まあ良い」を選んだ者のうち、大多数の者は「日常の行動の支障の有無」を判断基準としている一方で、「あまり良くない」、「悪い」を選択した者は日常の行動の支障の有無以外の理由（健康診断などでの指摘、健康面の不安、同世代との比較）によって判断する割合が高くなっている。「ふだんの健康状態について」の把握により、生活行動に与える影響を分析するという趣旨を勘案すると、定義の明確化を図り、日常の行動の支障の有無といった客観的な判断による記入とすることも考えられる。

(4) 生活時間のオンライン回答方法に関する検証

調査票Aに対するオンライン調査の導入に向け、「生活時間について」のオンライン回答方法を検討するための検証を行った。

① 操作方法（クリック又はドラッグして選択する方法等について）【P22～P25 参照】

操作方法に対して「支障がなかった」が90.3%、「支障があった」が9.7%であった。具体的には、「使いやすい」、「ドラッグで選択できるので便利」といった積極的に評価する意見も見られ、アンケートで実施したクリック又はドラッグして選択する方法はおおむね妥当であったと考えられる。

ただし、「ドラッグ操作がうまくいかなかった」、「開始時間、終了時間を選択して一括でチェックできるようにしてほしい」「(説明文を見ておらず)ドラッグして選択できることが分からなかった」、「回答箇所が一画面に収まらず見にくい」といった意見も見られたことから、28年調査に向けて、操作性、説明書きの記載、画面サイズ等について引き続き改善に向けた検討が必要と考えられる。

表 14 操作方法に支障があったか

	実数(人)	割合(%)
総計	1,669	100.0
支障があった	162	9.7
支障がなかった	1,507	90.3

生活時間統計に関するアンケート

アンケートにアクセスしていただき、ありがとうございます。
ご協力いただける場合は「開始」ボタンを押し、回答を開始してください。

開始

このアンケートは、スマートフォン・タブレット端末からは
ご回答いただくことができません。
恐れ入りますが、パソコンからご回答をお願いいたします。

0% 100%

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

Q1 あなたの性別をお答えください。

(回答は1つ)

男性

女性

Q2 あなたの年齢をお答えください。

(回答は半角数字で入力)

才

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

ふだんの就業状態と、勤め先における呼称等について、おたずねします。

Q3

あなたのふだんの就業状態と、勤め先における呼称等について、当てはまるものを1つ選択してください。

(回答は1つ)

- 仕事をしている人には、家事又は通学のかたわらで仕事をしている人を含みます。
- 育児休業や介護休業などで、仕事を一時的に休んでいる人は、仕事をしている人を含みます。
- 雇用されている人は、勤め先における呼称で選択してください。
- 労働者派遣事務所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます。
- 業主とは、個人で事業を営んでいる人(農業などを含む)や自由業の人をいいます。

仕事をしている人<雇用されている人>

- 正規の職員・従業員
- パート
- アルバイト
- 契約社員
- 嘱託
- 労働者派遣事業所の派遣社員
- その他

仕事をしている人<雇用されている人以外>

- 会社などの役員
- 雇人のある業主
- 雇人のない業主
- 自家営業の手伝い(家族従業者)
- 家庭内の賃仕事(内職)

仕事をしていない人

- 仕事はしていない

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

労働時間制度の適用状況について、おたずねします。

Q4	あなたが適用されている労働時間制度について、当てはまるものを1つ選択してください。
-----------	--

(回答は1つ)

- フルタイムとは、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務(1日8時間で週5日など)をいいます。
したがって、勤め先の呼称が「パート」や「アルバイト」などであっても、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度であれば、フルタイムに含まれます。
- 短時間勤務は、フルタイムの人に比べ、1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務(1日6時間、1日8時間で週3日など)をいいます。
- 育児休業や介護休業など、仕事を一時的に休んでいる場合は、休業前の状態により選択してください。
- 育児や介護などにより、現在短時間勤務をしている場合は、短時間勤務を選択してください。

<フルタイム>

一般的な労働時間制

- (9～17時など、あらかじめ1日の所定の労働時間が決まっている場合が該当します。
なお、シフト制により、日々の出勤時間が異なる場合であっても、1日の所定の労働時間が同じ場合はこれに該当します。)

変形労働時間制

- (業務の繁閑に応じて、日々の所定労働時間が変わる制度です。例えば、当番日に16時間働き、翌日は非番となる交替制の場合や、曜日ごとに所定の労働時間が変わる場合が該当します。)

フレックスタイム制

- (労働者が各自の始業時刻と終業時刻を自由に決められる制度です。)

事業場外みなし労働時間制

- (例えば、外回りの営業など職場外で業務を行っており、企業側で実際の労働時間が把握できない場合に、所定の労働時間を働いたことにする制度です。ただし、外回りの営業であっても、携帯電話などで随時指示を受けている場合や、帰社時間などが指定されている場合は該当しません。)

裁量労働制

- (実際に働いた時間とはかかわりなく、あらかじめ決められた労働時間を働いたものとみなす制度です。裁量労働制には、(1)専門業務型裁量労働制、(2)企画業務型裁量労働制があります。)

- 自分が適用されている労働時間制度について、よく知らない**

<短時間労働>

短時間勤務

- (1日6時間、1日8時間で週3日など)

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

【労働時間制度】

◆一般的な労働時間制

(9～17時など、あらかじめ1日の所定の労働時間が決まっている場合が該当します。なお、シフト制により、日々の出勤時間が異なる場合であっても、1日の所定の労働時間が同じ場合はこれに該当します。)

◆変形労働時間制

(業務の繁閑に応じて、日々の所定労働時間が変わる制度です。例えば、当番日に16時間働き、翌日は非番となる交替制の場合や、曜日ごとに所定の労働時間が変わる場合が該当します。)

◆フレックスタイム制

(労働者が各自の始業時刻と終業時刻を自由に決められる制度です。)

◆事業場外みなし労働時間制

(例えば、外回りの営業など職場外で業務を行っており、企業側で実際の労働時間が把握できない場合に、所定の労働時間を働いたことにする制度です。ただし、外回りの営業であっても、携帯電話などで随時指示を受けている場合や、帰社時間などが指定されている場合は該当しません。)

◆裁量労働制

(実際に働いた時間とはかかわりなく、あらかじめ決められた労働時間を働いたものとみなす制度です。裁量労働制には、(1)専門業務型裁量労働制、(2)企画業務型裁量労働制があります。)

Q5

Q4「労働時間制度の適用状況」について、それぞれの労働時間制度に簡単な説明文を付しましたが、労働時間制度を支障なく選択できましたか。もっとも当てはまるものを1つ選択してください。また、ご意見、ご感想があれば具体的に記入してください。

(回答は1つ)

- 労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた
- 労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支障なく選択できた
- 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った
- 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度がどれか分からなかった

Q6

Q4「労働時間制度の適用状況」の記入について、ご意見、ご感想があれば記入してください。

(回答は具体的に)

次のページ

0% 100%

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

ふだんの健康状態についてお伺いします。

Q7

ふだんの健康状態について、もっとも当てはまる状態を1つ選択してください。

(回答は1つ)

良い

まあ良い

あまり良くない

悪い

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

ふだんの健康状態について「%Xq7%」とお答えです。

Q8

Q7の回答を選択したのはどのような理由からですか。もっとも当てはまる理由を1つ選択してください。

(回答は1つ)

<「良い」、「まあ良い」を選択した方>

- 日常の行動に支障がないため
- 健康診断などで問題がなかったため
- 健康に不安はあるが、日常の行動には支障がないため
- 同世代の人と比べて、健康的であると思うため
- その他 具体的に：

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

ふだんの健康状態について「%Xq7%」とお答えです。

Q9

Q7の回答を選択したのはどのような理由からですか。もっとも当てはまる理由を1つ選択してください。

(回答は1つ)

<「あまり良くない」、「悪い」を選択した方>

日常の行動に支障があるため

日常の行動に支障はないが、健康診断などで問題ありと指摘されているため

日常の行動に支障はないが、健康面に不安を感じているため

同世代の人と比べて、健康があまり良くないと思うため

その他 具体的に：

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

ふだんの勤務形態についておたずねします。

Q10 ふだんの勤務形態について、当てはまるものを1つ選択してください。

(回答は1つ)

- フルタイムとは、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務(1日8時間で週5日など)をいいます。
したがって、勤め先の呼称が「パート」や「アルバイト」などであっても、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度であれば、フルタイムに含まれます。
- 短時間勤務は、フルタイムの人に比べ、1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務(1日6時間、1日8時間で週3日など)をいいます。
- 育児休業や介護休業など、仕事を一時的に休んでいる場合は、休業前の状態により選択してください。
- 育児や介護などにより、現在短時間勤務をしている場合は、短時間勤務を選択してください。

<フルタイム> 始業時間が固定されている

始業時間が固定されている

<フルタイム> 始業時間が固定されていない

始業時間などを選択できる

始業時間などが会社の都合で決められている (交替制勤務など)

<短時間勤務>

短時間勤務

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

「Q11 生活時間について」の操作方法についておたずねします。

Q12

「Q11 生活時間について」の操作(クリック又はドラッグして選択する方法、操作方法の説明文、表示画面のサイズなど)に当たって、支障がありましたか。当てはまるものを1つ選択してください。

(回答は1つ)

支障があった

支障がなかった

次のページ

0% 100%

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

Q12で「支障があった」とお答えの方におたずねします。

Q13 支障があったと思われたのはなぜですか。具体的な内容をご記入ください。

(回答は具体的に)

クリック又はドラッグして選択する方法について

操作方法の説明文について

表示画面のサイズについて

その他

次のページ

0% 100%

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

Q12で「支障がなかった」とお答えの方におたずねします。

Q14 更に改善すべき点などございましたら、具体的にご記入ください。

(回答は具体的に)

クリック又はドラッグして選択する方法について

操作方法の説明文について

表示画面のサイズについて

その他

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

スマートフォン、パソコン等の情報通信機器の使用状況についておたずねします。

Q15

昨日、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器を合計でどのくらい使用しましたか。
当てはまるものを1つ選択してください。

(回答は1つ)

- 情報通信機器には、携帯電話、タブレット型コンピュータなども含みます。
- 学業や仕事のための使用は除きます。

<使用した>

1時間未満

1～3時間未満

3～6時間未満

6～12時間未満

12時間以上

<使用しなかった>

使用しなかった

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

Q16

昨日、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器を、どの時間帯に、何をするために使用しましたか。使用した時間帯、使用目的すべてを選択してください。

【回答上の注意】

- 情報通信機器には、携帯電話、タブレット型コンピュータなども含まれます。
- 学業や仕事のための使用は除きます。
- 時間帯ごとに当てはまる「使用目的」をすべて選択してください(例:午後9時から12時の間に、ネットショッピングと友人とSNSでのやりとりを行った場合、「買い物」と「友人・知人とのやりとり」の2か所を選択してください)。

(使用目的)	(時間帯)	午前				午後			
		0時～	3時～	6時～	9時～	0時～	3時～	6時～	9時～
買い物 (ネットショッピング、インターネットを利用したサービスの予約など)									
映像鑑賞、音楽鑑賞、ゲーム(一人で行うもの)、電子書籍など (オンライン上で行う多人数参加型対戦ゲームは除きます)									
家族とのコミュニケーション									
交際・つきあい(友人・知人とのやりとり) ■ メール・チャット・SNSの閲覧・書き込みなど ■ オンライン上で行う多人数参加型対戦ゲームなども含めます									
交際・つきあい(友人・知人以外とのやりとり) ■ メール・チャット・SNSの閲覧・書き込みなど ■ オンライン上で行う多人数参加型対戦ゲームなども含めます									
その他									

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

Q17

「Q16 スマートフォン、パソコン等の情報通信機器を、どの時間帯に、何をするために使用しましたか。」において、3時間単位で情報通信機器の使用目的を回答してもらいましたが、3時間単位の回答に支障がありましたか。当てはまるものを1つ選択してください。

(回答は1つ)

3時間単位でも支障はない

3時間単位では細かすぎて回答が難しい

次のページ

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

Q18

「Q16 スマートフォン、パソコン等の情報通信機器を、どの時間帯に、何をするために使用しましたか。」において、3時間単位で情報通信機器の使用目的を回答してもらいましたが、使用目的の区分のうちどこに当てはまるのか分からなかった使い方があれば、最大3つまで記入してください。

(回答は具体的に)

次のページ

0% 100%

※ このアンケートは、前のページに戻ることができません。ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。

Q19 「スマートフォン、パソコン等の情報通信機器の使用状況」全体について、ご意見、ご感想などを具体的に記入してください。

(回答は具体的に)

次のページ